

4 富士宮市立図書館資料収集方針

1 基本方針

富士宮市立図書館は、国民の基本的人権の一つである「知る自由の保障」のため、資料の提供を重要な任務とする。全市民を対象とした奉仕活動を積極的に推進するため、資料の収集にあたって準拠すべき方針を定めるものとする。

(1) 市民の要求に基づき資料を収集する。

資料の収集は市民の資料要求を大原則とする。それは一部の市民の要求ではなく、広範な市民の要求、将来的に予想される市民の要求も十分に考慮する。

(2) あらゆる思想、信条、党派、宗派にとらわれずそれぞれの観点に立った資料を公平に幅広く収集する。

(3) 図書、逐次刊行物、視聴覚資料、点字図書等多様な形態の資料を収集する。

図書のみならず、最新の情報源となる新聞、雑誌、録音・映像資料、視覚障害者のための点字図書、大活字本、録音図書などを収集する。

(4) 各分野にわたる資料を幅広く収集する。

市民の教養、調査研究に役立つ資料を各分野で体系的に収集する。

(5) 郷土に関する資料の収集・提供のために、郷土資料・行政資料を網羅的に収集する。

富士宮市に関する資料や富士宮市で刊行された資料は網羅的に収集する。さらに富士山関係資料の充実に努める。

(6) 社会的動向に留意し、常に新鮮な資料を収集する。

すべての分野で現代の社会事情や時代が反映された資料の収集に努める。

(7) 市民の読書意欲の向上と資料構成の充実を図るため、常に資料の更新及び除籍を行う。

(8) 収集の方法として購入、寄贈、交換、配布等の手段を活用し、迅速、的確に収集する。

(9) 公刊される資料の収集だけでなく、地域資料、二次資料、ファイル資料、写真資料、録音・録画資料等の作成に努める。

(10) 国立国会図書館、県立中央図書館、近隣市町村立図書館、類縁機関との連携、協力、役割分担を進めながら収集する。

(11) 図書館資料の収集を組織的、系統的に行うため、具体的な選択基準を作成する。

2 収集資料の種類

収集する資料は次のとおりとする。

(1) 図書（一般、青少年・児童用図書、参考図書、外国語図書）

(2) 逐次刊行物（新聞、雑誌、その他）

(3) 官公庁出版物

(4) 郷土資料（富士宮「郷土・行政、富士山関係」資料、古文書、その他）

(5) 視聴覚資料（コンパクトディスク、ビデオディスク、その他）

(6) 福祉関係資料（点字図書、録音図書、大活字本、その他）

(7) その他の資料（パンフレット、リーフレット、チラシ、地図、その他）

3 資料別収集方針

資料の種類別収集方針は次のとおりとする。

(1) 図書

ア 一般図書

市民の教養、調査研究、娯楽に資するため、各分野にわたり体系的に収集する。ただし、高度な専門書、学術書は原則として収集しない。

イ 児童 青少年用図書

幼児、児童、青少年の読書習慣の形成や学習のために、各分野の資料を幅広く収集する。ただし各種試験問題や学習参考書については内容を厳選する。

ウ 参考図書

調査、研究に役立つ辞典・辞典類、目録、年鑑、白書を幅広く体系的に収集する

エ 外国語資料

(2) 逐次刊行物

ア 新聞

国内発行の主要な全国紙を中心に、児童・青少年向け新聞、地方紙を収集する。専門紙、機関紙は主要なものを収集する。

イ 雑誌

各分野の基本的雑誌を中心に幼児、児童、青少年、成人、婦人、高齢者向けなど各年代層の趣味や要求に応じた新鮮で最新の情報が得られる雑誌を収集する。

(3) 官公庁出版物

主要なものを収集する。

(4) 郷土資料

富士宮を中心に静岡県全域及び隣接地域であり産業・文化にも密接に関係のある山梨県（主に南部地域）を主に郷土の範囲とし資料の収集を行う。富士宮に関する資料は図書、雑誌、視聴覚資料等網羅的に収集する。

(5) 福祉関係資料

児童から成人までの視覚障害者及び高齢者の利用に供するため、点字図書録音図書 大活字本、さわる絵本等を収集する。

(6) 視聴覚資料

教養、文化活動、趣味に資するため、ビデオディスク、コンパクトディスク等の映画、音楽、教養、記録等各分野の基本的な作品及び代表的な作品を中心に収集する。

(7) その他の資料

パンフレット、リーフレット、チラシ、地図等は必要に応じて収集する。